令和 8 年 11 月 24 日
西肥自動車株式会社

# 無車検運行に対する行政処分について（公表）

弊社は下記のとおり、令和 8 年 11 月 17 日九州運輸局より行政処分を受け、令和 8 年 11 月 24 日長崎運輸支局より付帯命令書を受け取りました。当該処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

記

1. **行政処分の年月日**　令和 8 年 11 月 17 日

2. **行政処分を受ける営業所**　黒髪営業所（長崎県佐世保市黒髪町 14-20）

3. **行政処分の内容**　輸送施設の使用停止 60 日車（15 日車×4 台）
令和 8 年 11 月 24 日から令和 8 年 12 月 8 日(15 日間)

4. **違反の条例**
・道路運送法第 27 条第 3 項
・道路運送車両法第 58 条第 1 項
・旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条

5. **違反事実**
自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた
（「佐世保 200 か 838」について、令和 8 年 7 月 3 日までの自動車検査証の有効期間を更新せずに、令和 8 年 7 月 4 日から令和 8 年 7 月 9 日まで運行の用に供していた）

6. **再発防止策**
・整備管理者に対する指導の強化
・車両整備計画・実施のフローの見直し
・情報共有ならびに進捗管理の徹底

以上